

平成28年 8 月25日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県文化芸術振興審議会  
会長 大城 學



平成28年度文化芸術振興施策の推進について（答申）

平成28年 5 月31日付け沖縄県諮問文第 1 号で諮問のあったみだしのこ  
については、下記のとおり答申します。

#### 記

沖縄県では、文化芸術の振興に係る社会的ニーズが高まる中、平成25年10  
月に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、「文化芸術の担い手の自主性の尊重」  
などの10の基本理念のもと、平成28年度文化芸術振興施策に関する事業が実  
施されています。

このたび当審議会において、平成28年度文化芸術振興施策の効果的な実施  
について、別紙のとおり意見を取りまとめましたのでお答えします。

今後も引き続き、本県の多様で特色のある文化芸術資源を生かし、更なる  
文化芸術振興を図るとともに、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に  
寄与することを期待しております。

## 平成28年度第1回沖縄県文化芸術振興審議会における意見の詳細について

### 平成28年度文化芸術振興施策の推進について

- (1) 県は、文化芸術分野において人材育成を推進しているが、育成後の人材活用について、市町村及び関係団体と連携して取り組むとともに、各地域の実情に応じた人材育成を検討する必要があります。
- (2) 沖縄県立芸術大学において、沖縄の島々を含めた地域の音楽や古典芸能を学べる環境づくりを検討する必要があります。
- (3) しまくとぅばについては、地域や学校生活において普及させるなど、継続的かつ効果的な手法を検討する必要があります。
- (4) 沖縄伝統空手・古武道の継承・発展のためには、沖縄空手の独自性や歴史などについて調査研究を行い、研究した成果をもとに沖縄空手会館から情報発信を行う必要があります。
- (5) 沖縄の食文化について、文化的価値の向上及び保存・継承に向けた様々な取り組みを推進していく必要があります。
- (6) 東京オリンピック・パラリンピックに関連する文化プログラムに対応した取り組みについて、地域や各団体を支援するための体制を検討する必要があります。
- (7) 県内（民営を含む）の博物館等の学芸員を対象とした研修会の開催を検討する必要があります。
- (8) 工芸の杜構想については、本県の伝統工芸分野の一層の振興発展に向けて取り組む必要があります。
- (9) 県は、文化財の保存・継承及び復元等に関する研修会やセミナーの開催を検討する必要があります。
- (10) 子どもの貧困対策については、文化芸術を活用した施策を検討する必要があります。
- (11) 県は、本県の多様で豊かな文化芸術を守り、次世代に引き継ぐとともに新たな文化芸術を創造していくため、県民一人一人が文化芸術の担い手であるということを広く発信し、県民の意識向上に取り組む必要があります。